

令和6年6月21日

市政記者クラブ 様

中村区役所区政部総務課  
担当：三世（433-2710）

### 中村区役所における文書の配付誤りについて

中村区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

#### 記

1 発生日

令和6年6月20日（木）

2 発生場所

中村区稲西学区内（中村区稲西町付近）

3 事実の概要

令和6年6月17日（月）、通達員がAさんに配付すべき「保護受給証明書（以下「証明書」という。）」をBさんに配付しました。Bさんが封筒を開封したところ、Aさん宛てのものであったことから、6月20日（木）、区役所にご連絡をいただき、配付誤りが判明しました。

4 漏えいした個人情報

住所、世帯主及び世帯員の氏名及び生年月日、扶助の種類

5 対応

- ・Aさんについては、令和6年6月20日（木）に区役所職員が説明のうえ謝罪するとともに、証明書をお渡ししました。
- ・Bさんについては、同日電話で謝罪するとともに、後日、Bさんの希望する日時に証明書を回収することとしました。

6 原因

集合ポストに投函する際の確認が不十分であったため。

7 再発防止策

通達員全員に対し、個人情報及び配付文書の重要性について改めて周知するとともに、配付時に必ず住所と氏名を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。